新潟市障がい者地域自立支援協議会 第１６回全体会 議事録

日時：平成２８年３月２５日（金）１５：００～１７：００

場所：白山会館 大平明浄の間

議事（１）区協議会の成果について

(山賀会長)

それでは進めさせていただきます。先程佐藤部長よりお話がありました様に、今回が任期としては最後の全体会ということですので、今までなかなかチャンスがなくてご発言する機会がなかった方、また質問する機会がなかった方、そういう皆様も貴重な時間ですので時間の許す限り有効に使っていただければと思います。宜しくどうぞお願いします。それでは議事１に入りたいと思います。区協議会の成果についてお願いします。各区の障がい者自立支援協議会の成果及び特徴的取り組み等について説明をしていただきたいと思います。全区で８区ありますが、いつもの様に４区毎に前半・後半と分けまして間を切って質疑を受けたいと思いますので、ご準備をしていただきながらお聞きいただければと思います。それでは北区から順番に報告をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

(北区健康福祉課障がい福祉係長)

それでは北区役所健康福祉課障がい福祉係の杉本と申します。宜しくお願いします。資料の１ページ目、北区をご覧ください。まず北区障がい者地域自立支援協議会の平成２７年度の特徴的な取り組みと成果と平成２８年度の計画予定についてご報告致します。３点あります。まず特徴的な取り組み成果についてですが、第１に北区の地域課題の総括報告及び解決のための実施事項の策定です。平成２６年度に各委員の方々から困難ケースを提出していただき、平成２６・２７年度で検討、検証するための北区の地域課題ということで７件提出させていただきましたが、平成２７年度は総括報告及び課題解決のために北区の自立支援協議会として平成２８年度に実施可能な事項ということで先般策定致しました。第２に制度間の継続支援の強化として、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携についての研修会の開催です。障がい福祉サービス事業所と介護保険サービス事業所がそれぞれの制度を理解し、制度間のスムーズな移行が行える事を目的とし、ここ数年、北区で独自で開催しておりますが、平成２７年度も１１月２７日に開催し、５５名から参加していただいたところです。第３に平成２６年度に障がい者のニーズ調査として実施したグループホーム利用アンケートの調査報告書が、今年度ようやくまとまりましたので報告を致しました。次に平成２８年度の計画予定ということになりますが、ご説明させていただきます。第１に北区の地域課題の抽出検討ということです。平成２８・２９年度の北区の地域課題を抽出し、その課題について今後検討・検証して参りたいと思っております。第２に障がい福祉に関する研修会の開催です。毎年開催している内容を来年度練り直して、内容開催方法等は未定になりますが、独自の研修会を開催する予定です。最後に障がいサービスと教育機関の連携についてです。内容的にどの様な事が出来るかは現在検討中なのですけれども、特別支援学校などを対象とし、障がい福祉サービスの周知活動を行うというところで考えております。以上、２７年度の特徴的な取り組み、２８年度の予定計画となりますが宜しくお願いします。

(山賀会長)

ありがとうございました。続きまして東区さん宜しくお願いします。

(東区健康福祉課障がい福祉係長)

東区の障がい福祉係宮尾と申します。東区の自立支援協議会の報告をさせていただきます。東区障がい者地域自立支援協議会の特徴的な取り組み・成果についてですが、発達障がい研修会（サービス利用編）を１２月２日に開催しました。基幹相談支援センター東から基幹相談支援センターの紹介や相談事業の説明、障がいのある児童が利用できる制度として放課後等デイサービスとか日中一時支援、移動支援等の説明を行いました。また発達障がいのある児童の支援についての事例を紹介しました。その後グループに分かれまして自由討議をしました。参加者のアンケートでは３２％が大満足で６１％が満足という結果で大好評でした。「早い時期に開催をして下さい」という要望がありました。次に、初めてなのですけれども、相談支援事業所の連絡会を１２月１１日に開催しました。計画相談について色々な意見が出ました。２回目という事で、２月１９日に第２回目の連絡会を開催し、標準的な計画相談の流れについて区の方から説明を行いました。今後の会の運営としては、困難ケースの検討や、居宅介護事業所との連携などの要望が上げられました。次に、ケース検討ですけれども、多くの方から意見を出してもらい、ホワイトボードを使って分類・記入して、それぞれの解決方法を検討することが出来ました。次に、次年度の計画ですが、委員の改選はありますけれども、今年度も同様に発達障がい研修ということで、前期に福祉制度の説明や、１人親の説明、障がい福祉・生活保護に関しての説明を行います。それから後期ということで、福祉サービスの利用についての説明会を行っていきたいと思います。また相談支援事業所の連絡会も定期的に開催するということで、５月・８月・１１月・２月の年４回を予定しています。事業所からの要望もあった居宅介護事業所との連携ということで会を開いていきたいと思います。次にケース検討ですけれども、今年度と同様に、協議会の無い月にケース検討会を開催する予定です。今年と同じ様な格好で、タイトルだけを事前に示して、後は委員からの質問によってケースの情報を引き出していき、それをホワイトボードに書いてまとめるという手法を取っていったところ、色々な人から意見が出て思っていたこと以上の結果が出たということもありましたので、今後も引き続き同じ様な格好でやっていきたいと思っています。以上で東区の報告を終わります。

(山賀会長)

ありがとうございました。続いて中央区さんお願いします。

(中央区健康福祉課障がい福祉係長)

中央区健康福祉課障がい福祉係の鳴海と申します。中央区について説明させていただきます。まず中央区の自立支援協議会の特徴的取り組みと成果について報告致します。３点挙げさせていただいておりますが、１点目の日中活動の併用利用の可否についてです。通所して利用するサービスは就労Ａ型・Ｂ型・移行支援・生活介護・日中一時支援・地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型など様々あります。これらのサービスに加えて、大学・一般就労・精神病院・デイケアなどを含めた日中活動は同一日で利用する事が出来るのか、また同一日で無ければ組み合わせて利用出来るのか、という問い合わせが施設や計画相談事業所から寄せられます。その都度回答している状況ですが、これらの併用の利用についての可否を整理した一覧表があれば、施設や計画相談事業所の方がいちいち質問しなくても良いではないかということで、この一覧表の作成について、中央区の案を示した上で、新潟市自立支援協議会に作成を要望致しました。２点目でございます。２点目の児童相談所一時保護所の見学会について、自立支援協議会の委員や中央区内計画相談事業者などの関係者に呼び掛け１２月に実施致しました。当日は児童相談所が関わる障がい児のケースについて、中央区の委員であり新潟大学大学院教授でもある高橋英樹先生をお迎えし、ケース検討を行いました。ケース検討会には３１名が参加。その後、児童相談所の一時保護所の見学は２５名が参加致しました。見学は一度に多くの人数での見学が難しい事から、見学は２班に分かれて行い、その待ち時間を利用し、知的障がい者更生相談所の業務、主に療育手帳の取得や更新などについての説明をしていただきました。参加者からは非常に勉強になったとの意見を多くいただいたところでございます。３点目についてです。自立支援協議会の委員の任期は２年であり、２月の自立支援協議会において任期が一旦終了になることから、この間の平成２６・２７年度の中央区自立支援協議会においての検討の結果、新潟市自立支援協議会に検討を要望するとした事項について委員の皆様に進捗状況を報告させていただきました。続きまして次年度の計画についてです。３点挙げさせていただいております。１点目、中央区自立支援協議会では困難事例の検討を行いながら従事者のスキルアップを図るとともに、抽出された課題について新潟市自立支援協議会に対し必要に応じ要望を行っていきます。２点目です。見学会や研修会の企画実習の要望があることから、新年度の委員の要望に沿った内容で実施していきたいと考えております。３点目、見学会や研修会の内容や協議会の検討テーマなど、今後の詳細については新委員により決定していく予定でございます。以上で中央区の報告を終わります。

(山賀会長)

ありがとうございました。続いて江南区さんお願いします。

(江南区健康福祉課障がい福祉係長)

江南区健康福祉課障がい福祉係の大坂と申します。よろしくお願い致します。江南区の平成２７年度、下半期の特徴的取り組み・成果の主なものについてご説明申し上げます。江南区の欄をご覧ください。初めに「障がい児のための放課後サービスガイドブック」でございます。このガイドブックにつきましては、本日皆様にお配り致しましたのでご覧いただければと思います。江南区の協議会では障がい児の放課後支援について、就学前後の障がい児をもつ保護者や子育てに関わる専門機関・専門職などにその内容と利用手続きについて知っていただく事を目的として、ガイドブックの作成を年間を通じて取り組んでまいりました。江南区は現在放課後等デイサービスは一施設しかないのですが、このガイドブックでは市内の放課後等デイサービスを対象として施設の紹介や手続きの仕方・障がい福祉サービスなどについて説明してあります。市内では来年度にさらにいくつかの放課後等デイサービスの事業開始が予定されていますので、また情報を修正したものを作成する予定となっています。次に「障がい児支援セミナー」についてです。１２月２４日に江南区の幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援高等学校の他、福祉事業所職員などを対象としたセミナーを開催致しました。６４名の参加実績があり、後半のグループワークでは教育・福祉それぞれの立場からの意見が聞けて参考になった、刺激になったという評価をいただきました。また障がい児の将来を見据えて今何をするべきか、何が出来るかという事を考える契機につながりました。平成２８年度につきましては、先程申し上げた障がい児の為の放課後サービスガイドブックの改定作業を行うほか、障がい児支援セミナーにつきましては、実施の手法やプログラムの内容について検討し、参加いただいた方の支援力向上を目指してまいります。その他には江南区の地域課題の検討。例としまして平成２７年度のケース会議でも取り上げたのですが、潜在的要支援世帯の事前把握及び連携した支援について単身世帯・高齢の親と同居・１人親と同居・母子世帯・親子で障がいをもっていたり、ご夫婦で障がいをもっていたりなどの世帯で福祉サービスや専門機関などとのつながりが薄く、またこのような世帯はどこに相談したらよいのか、どう声を出していいか分からないという事も多かったりするのですが、事前にどう把握していく、地域としてどう関わっていくという事を検討し、支援の方策を探っていこうとするものでございます。障がい福祉に関する研修会につきましては、区の協議会委員や関係職員向けに勉強会などを開催しスキルアップを図ろうというものでございます。以上で江南区の説明を終わります。

(山賀会長)

ありがとうございました。それでは前半の４区について皆様からご質問・ご意見を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは今のところお手が挙がらない様ですので、また後半の報告をいただいてから再度お声をお掛けしたいと思いますのでお願いします。それでは後半の４区秋葉区さんよりお願いします。

(秋葉区健康福祉課障がい福祉係長)

秋葉区健康福祉課障がい福祉係の岡村と申します。宜しくお願い致します。それでは秋葉区の取り組みを報告させていただきます。１つ目、就労支援でございます。現在、秋葉区で実施しています障がい者の職場体験事業ですが、これは福祉施設に通所する障がい者に事務作業訓練の場を提供し、障がい者の能力向上と生きがいのある生活を目指して行っているものです。２８年度は事業３年目となることから、施設関係者などと今後の方向性について意見交換を行い、事業の目的、平成２９年度からの内容検討を行いました。新年度以降は、これまで通り基本的な部分、職場実習・就労支援は続けていき、さらに自己肯定感を高めるプログラムも少しずつ取り入れたいと考えております。２つ目、重症心身障がい児寄り添い支援でございます。重症心身障がい児の継続支援の近況を毎回報告しております。小学校や在宅、通所などの生活スタイルの過程を報告いただき、またそれぞれのライフステージにおけるサービス提供や支援策・課題等があれば協議しております。３つ目、ケアマネージャーを対象とした福祉サービス制度説明会の開催でございます。１０月１６日にケアマネージャーを対象として制度の説明会を開催致しました。当日は関係者８０名程の方から参加していただき、障がい福祉サービスの紹介や、基幹秋葉より基幹相談支援センターの概要について説明していただきました。障がい福祉サービスの内容や障がい福祉から介護保険サービスへの移行にかかる制度など理解していただきました。新年度も引き続き開催していく予定でございます。４つ目、障がい児福祉サービス勉強会の開催でございます。１２月２５日に小・中学校の障がい児に関わる職員と福祉サービス関係者で意見交換・サービスの勉強会・グループワークを行いました。当日は２６名の方から参加いただき、参加者からは、特別支援学級に関わっているが初めて知る情報が沢山あった、保護者の要求や悩みに対応できる引き出しのヒントになることが多かった、など高い評価をいただきました。こちらも新年度も継続開催していきます。続きまして、次年度以降の取り組みでございます。就労支援の推進でございます。引き続き障がい者就労・就職への理解を深める職場実習の場を提供して能力向上に努めていきたいと考えております。また先程もふれましたが、新年度は更に自己肯定感を高めるプログラムも少しずつ組み入れ、職場実習だけではなく、様々な体験をしてもらい達成感を養い、それが自信となって自己肯定感を育んでもらう事業として考えていきたいと思っております。次に重症心身障がい児のケース寄り添い支援でございます。現状やライフステージの変化に伴う課題の共有を整備し、支援につなげていきたいと考えております。続きまして、障がい者の高齢化に伴う高齢・介護分野との連携、ケアマネージャー対象障がい福祉サービス説明会ですけども、今年度より開催しました障がい福祉サービスから介護分野サービスへの移行及び営業について、引き続き関係事業所と情報共有し、適切な支援について課題整備を行うとともに、研修会を開催し、それぞれの方に適したサービスの提供につなげていきたいと考えております。続いて、障がい支援にかかる関連機関との連携でございます。こちらも本年度開催しましたが、小・中学校の障がい児に関わる職員の方や福祉サービス関係者を対象として意見交換・サービスの提供会・グループワーク・課題検討を行いたいと考えております。最後に、基幹相談支援センター秋葉との連携でございますが、意見交換会を行い、情報共有をし、連携を図っていきたいと考えております。以上、秋葉区の報告でした。

（山賀会長）

ありがとうございました。続いて南区さんお願いします。

（南区健康福祉課障がい福祉係長）

南区健康福祉課障がい福祉係の呉井と申します。よろしくお願いします。南区の特徴的な取り組みとしまして地域課題、どうしたら計画相談支援事業者が増えるのかという課題で、昨年から取り組んで参りました。障がい者が良質な計画相談サービスを継続するために相談事業所、相談員がどうしたら増員になるのかをグループワークなどを行ってきました。まずは声を上げることによって、今年度、介護保険の居宅連絡会の勉強会で、ケアマネージャーを対象に障がいサービスについて勉強会を行ったなかに、介護保険事業者の研修を受けて事業者が指定申請を行うことができる旨の説明を加えていただきました。また県主催の相談支援従事者初任者研修を複数回開催してほしい旨を運営事務局に検討を要望しています。次に就労支援、南区の特色ある区づくり事業としまして障がい者農業体験事業についてです。障がい者に農業を体験してもらい、種蒔きから収穫まで作業を通じ、職についての理解と農業に関心を持ってもらい、農業分野への就業支援につなげたいということで今年度の新規事業として始めました。４月から１１月まで月平均３日、作業時間２時間で保育園の畑を借りて、南区内の５施設から２名ずつ計１０名で農業体験を行いました。畑が保育園の敷地内にありますので、園児との交流も目的の１つです。１１月で終了しましたが、保育園からもまた事業所からも他の施設との交流も深められ良かったという感想をいただいております。就労支援につなげることは大変難しい事ですが、自立支援協議会への情報の共有と意見をいただきながら来年度以降も事業を進めていきたいと考えています。続きまして次年度の計画についてですが、地域課題１点目、どうしたら計画相談支援事業者が増えるのかということです。現在の障がいの相談員の受け持っているケースが非常に多く、相談支援事業者が不足している状態で、現在の障がいの相談員の負担が大きいという問題解決に引き続き取り組んでまいります。地域課題２点目、週末の日中一時支援についてです。南区では、土日営業している事業所が少ないため、グループホーム入居者・施設利用者がどのように休日を過ごし、またどのように過ごしたいのかを来年度の協議会で把握するところから取り組んでいきたいと考えています。次に就労支援についてです。自立に向けた活動支援についてです。南区の特色ある区づくり事業について先程も話をした通り、今年度より障がい者農業体験支援事業で行ってきました。また、来年度は新規事業としてその他２つ始まります。新規事業につきましては障がい者施設に対し、自立に向けた活動支援を行う予定です。今年度同様、自立支援協議会での情報の共有と意見をいただきながらより良い事業となるように進めていきたいと考えております。以上です。

（山賀会長）

ありがとうございました。続いて西区さんお願いします。

（西区健康福祉課障がい福祉係長）

西区の健康福祉課障がい福祉係の榎本です。よろしくお願い致します。まず西区の方の特徴的取り組みにつきましては、資料にあります通り、１点目、事業所別連絡会議の開催となります。西区は事業所が多い区ということで、その特徴をいかして、年度内に７種の事業所ごとに区内の事業所からお集まりいただきまして、日頃の取り組み、課題というものについて顔が見える関係作りと合わせて情報の共有を行い、良い取り組みは区内の事業所に広めていこうというような形での会議及びその事業所ごとに抱えている課題というものを抽出するという場ということで会議を開催しています。いくつかの課題については、西区の自立支援協議会を通して、区の報告会で、市へ検討・要望を挙げているものもあります。２点目、相談支援事業所会議につきましては、基幹相談支援センターが主となりまして、区内の相談支援事業所と行政で集まって各月で開催したものですが、ケースを通した課題を抽出するという場と、あと事例の検討ということで、その対応の仕方について良いものも含めて共有を図るという場として開催してきたものです。３点目が、がく・ふく連携会議の開催です。こちらは年度内で３回開催をしていますが、西区から通われている区外も含めた特別支援学校の先生にお集まりいただきまして、子どもさんの情報につきまして、保護者の了解を得たうえで共有をさせていただき、卒業生の進路が中心となりますが、卒業生以外でも早めに支援が必要だという方について、情報を共有させていただいて、スムーズな支援につなげるための関係作りをしてきました。来年度につきましても、今お話ししました３つの会議を中心に、連携をさらに広め、顔の見える関係づくりを、より作っていければと思っております。以上です。

（山賀会長）

ありがとうございました。最後になりますが西蒲区さんお願いします。

（西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係長）

西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係の織田島です。どうぞよろしくお願いします。西蒲区について説明させていただきます。区の特徴的取り組みといたしましては、記載しました３つの事業を実施しました。ヘルパー事業所長情報交換会は主に西蒲区のヘルパー事業所や計画相談支援事業所から参加してもらい、実際の支援で困ったことや関係機関への要望などを話し合いました。他事業所のヘルパーさん同士での情報交換や、ヘルパーと相談支援事業者との連携の確認として有効な場となりました。続いてがく・ふく連携会議は、西蒲区内の障がいサービスの施設と西蒲区在住の児童・生徒が通っている特別支援学校から参加していただいています。主に卒業予定者の進路希望の状況や、施設の方からは施設の空き状況や今後の見込みなどについて情報交換を行っています。また気になる在校児童・生徒についても、早い段階から可能な支援につなげられるようにこの場を活用して共有に取り組んでいるところです。続いて西蒲区交通弱者問題ワーキングは、旧町村が集まり西蒲区の広い面積や、公共交通機関の本数が少ないことなどから、移動に関しての利便性が低いことに対して、まずは現状把握に当たりワーキングを行いました。交通弱者という観点から意見交換を始めましたが、移動についてのニーズを掘り下げていくと、個々のライフスタイルとの関わりが非常に深く、公共交通については地域の期待と利用意識に相違があり難しいことを共有しました。次年度の計画についてです。西蒲区がく・ふく連携会議、障がい福祉サービス説明会については今まで通り、取り組み内容を発展させながら引き続き開催していく予定です。ケース会議につきましては、通所や地域活動支援センターなど、事業所ごとに月別の担当制として、情報交換の他、困難事例の検討を実施することとし、いろいろな視点から検討を深められるように取り組む予定です。また、挙がった事例については年度の途中で振り返りを行って、進捗管理をしながら継続的な支援につなげる予定でいます。ケース検討を通して地域課題に気づいて発信し、自立支援協議会での検討に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

（山賀会長）

ありがとうございました。それでは後半４区ご説明していただきますので、この後半の４区について皆さんからご意見・ご質問ありましたらお願いします。いかがでしょうか。角田委員お願いします。

（角田委員）

角田です。よろしくお願いします。西蒲区の交通弱者ワーキングチームのお話とても興味があるので、もう少し詳しく説明していただけたらと思います。

（西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係長）

ありがとうございます。こちらの方は西蒲区内の計画相談事業者・区社会福祉協議会など・基幹相談支援センターそして特別支援学校に通う保護者の方から参加していただいて、西蒲区の交通って一体どうなのだろうというところをまず初めに話し合いました。西蒲区の方では、区バスとかも地域に走っているのだけれども、実は利用できる交通もあるけれども利用勝手が悪いことなどをお互い理解し合うことができました。そういう西蒲区の現状を話し合いながら、バスもＪＲもあるが利便性や利用意識について確認し合ったワーキングでした。以上です。

（山賀会長）

長谷川委員お願いします。

（長谷川委員）

私は身体障がい者の代表として来ています。１つ聞きたいことがあるのですけれど、施設とかで差別の問題などが起きた時に「基幹相談支援センターに相談に行って」と言われますけれど、西区の場合は基幹相談支援センターが区役所の中にあるのですよね。他の区はどうなっているのかなと思って。私はよく総合福祉会館に行くのですけれど、総合福祉会館には基幹相談支援センターがあるということなのですが、そこに相談に来ている人を見たことがないんですよね。基幹相談支援センター西の方はすごく忙しいというふうに聞いているのですが。また基幹相談支援センターがない区は、差別の相談があって、もし市役所に相談行った場合、そこから基幹相談支援センターに相談に行ってくださいと言われ、全然関係ないような区に行くように言われるのか、など、各区への対応を聞きたいと思っています。お願いします。

（山賀会長）

ありがとうございます。いわゆる基幹相談支援センターはどういう環境のなかに設置されているのかとかいうことかと思いますが、事務局の方でよろしくお願いします。

（障がい福祉課長）

はい、基幹相談支援センター４ヶ所ございます。東・中央・西・秋葉となっていますが、中央が総合福祉会館でそれ以外は区役所に設置されています。一応、担当エリアというものをつくっています。人数の関係もありまして、東は北区と東区、西は西区と西蒲区、秋葉が江南区・秋葉区・南区、中央は中央区となっています。相談の内容を見ますと、来所よりも訪問の希望や電話での相談というのが非常に多くなっていますので、もちろん常に相談員がいるようにはしていますが、どこかのセンターが忙しくて、どこかが暇だということはなくて、相談員は、割と外に出ているケースの方が多いのではないかと思っています。ですので、基幹相談センターがない区においても、電話で相談していただければ、と思っています。必要に応じて訪問もします。

（長谷川委員）

それで、社会福祉協議会っていう所とひまわり保育園みたいな所との連携とかもしているみたいなのですけれど、市役所とね。この前、理事会のようなものがあったので、質問したのですが、例えば何か相談したい場合は、と聞いたら、やはり基幹相談支援センターに相談して、内容によって必要とあれば相談に応じますみたいな返事が返ってきたんですよね。相談は場所というかそういうのが大事だと思うので。相談で外に出ている相談員もいるからということなのですが、私が基幹相談支援センター中央の前を通った時に、人が相談しているのを１回も見たことないので、本当に機能しているのかなというふうに思ったのですけど。

（山賀会長）

実際に、基幹の方から補足説明がいただけるそうなのでお願いします。自己紹介も含めてお願いします。

（基幹相談支援センター相談員）

基幹相談支援センター中央、藤田と申します。いつもお世話になっています。身体障害者連合会さんは総合福祉会館の団体連絡室で活動されていらっしゃいますよね。お世話になっています。基幹相談支援センター中央は、総合福祉会館にオープンカウンターがあるのですが、その奥の方に３つ相談のお部屋があるんですね。そちらの方で相談をお伺いしているということであります。相談は個人的なことがあるので、奥の方で聞かせてもらっています。何か相談があればいつでも声掛けていただいて結構です。誰かしら相談員がいるように割り当てています。事務員さんも１名いて、必ず誰かがいるので。必要に応じて折り返しご連絡もさせていただきますのでご活用ください。

（山賀会長）

ありがとうございます。相談は窓口というよりも中でスペースの中で相談を受けている場合もあるということと、今ほどのご指摘などは、もう少しここに基幹相談支援センターがあるよというところのＰＲが若干やっぱり弱いのかなというご指摘かもしれませんので、また利用者の皆さんから声を聞いていただけるといいのかなと思います。ある部分間借りをしていたりとか、そういうところもあるかもしれませんけれども、「ここで基幹相談支援センターやっています」ということが、ぜひ市民の方、障がい者の方にわかりやすい方法が必要では、というふうに感じましたのでご検討ください。他にございますでしょうか。熊倉委員さんお願いします。

（熊倉委員）

区の協議会の取り組みは、皆重要なんだな、と思いながら実際問題なかなか理解するのが厳しいな、ということを正直感じています。それで、今、関心のあるところとしては、子ども子育て新制度というのができまして、気になる子どもから、障がい福祉サービスを受けるべき子どもにどこかで切り替わっていくわけですけれども、そのタイミングは、人によって皆違うということだと思います。それぞれのどういう段階で、どんな機関がどんな関わりを持っていて、気になる子、あるいは障がいがあることを認識できた保護者が、その時にどういう機関の方に、どういうふうなことでアプローチすればそこへつながってくというのかがちょっとわかりにくいような感じがしているんですけども。その辺の、良い指導というか、「こういうふうになっているのだ」というものがお互いによくわかるといいなと。今の段階では何も出ないだけかもしれませんけども。そんなふうに思いました。

（山賀会長）

今ほどの意見は、いわゆるシームレスな支援を、子どものころからどういうふうにしていくのかというなかで、もう少し気になる子どもを持つ親達にきちっと見通しのある支援の流れと言いますか、わかりやすいような流れがあると良いような気がするというご発言だったかと思いますが、それについては事務局の方でその辺の課題の認識と言いますか、いかがでしょうか。

（障がい福祉課長）

これもまたＰＲ不足と言われてしまうかもしれませんが、基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置しておりまして、保護者側から障がい児の相談があれば対応していくということになります。またグレーの段階で、つまり障がいがはっきりしない段階でも早期の発見・早期の支援、そして「身近な支援」というのもテーマにしておりまして、今現在では１歳半検診、３歳検診の中で保健師の方からお声掛けをさせていただき、療育教室などにつなげていくというふうな流れで少しずつ支援をしていくのが障がい児支援の今の流れになっております。

（熊倉委員）

ごく素朴に理解をしているんですけども、そういった色々な見守りの仕組みがある、その段階で保護者の方もそうだという認識が出来てきて、何か相談したいという時には基幹相談支援センターへ行ってもらいたいとこういうことなのでしょうか。色んな相談機関があるなというのはよくわかるのですけれど、問題は児童相談所だったり、保健師だったり、それから、普通の集団生活に挑戦できる方であれば保育所に行っている方まで色々いらっしゃるわけで。そうした時に、ちょっと相談したいなというときに、基本的には基幹相談支援センターに行ってくれという理解になるのでしょうか。

（障がい福祉課長）

障がい児に関するご相談ということであれば、基幹相談支援センターの方でよろしいかと思います。たしかに色々窓口があるなかで、専門的な相談という部分と、広く障がいに関することについての相談という「二層」で受けています。基幹相談支援センターに相談いただければ、必要に応じて、その方その方に合った相談場所へ基幹相談支援センターがつなぐという形になります。例えば、発達障がいということであれば、ＪＯＩＮとか、特化した相談機関の方につなぐというふうな形になろうかと思います。

（山賀会長）

いかがでしょうか。

（熊倉委員）

すいません。私の理解がよくなかったみたいで。子ども子育て新制度ということは、実は色んなレベルの方、あるいは年齢差も色々あるということを考えた時に、ごく一般的な教育施設というか、保育所とか、そういう身近な所での「導き」をするような機関というようなものができるのが、例えば、コーディネーターであったり、そういうふうなことなのかなと思って。いきなり基幹相談支援センターへというふうに理解をしてもいいということなんですかね。

（山賀会長）

おそらく、今の課長さんのお話だとそういう窓口として基幹相談支援センターもありますよということなんだと思いますが、利用する側からすると、どこを取っ掛りとしていいのか実はよくわかっていないと。行政の側としたら、こういう機関があるんだけども、ぜひ利用してくださいと。実際にそういう気になる子どもをもつ親御さんからすると、じゃあそれは保育園に相談したらそこにつないでくれるのだろうかとか。あるいは役所に行けばそこにつないでくれるのかどうかとか。そういうところの選択をするうえでの目安と言いますか、その取っ掛りがなかなか見えにくい保護者の方が多いのではないかというご意見だったように私は受け取ったのですが、いかがでしょうかね。

（熊倉委員）

児童相談所というのは一般的にあるわけですし、それから教育相談センターの中にも障がい児の方の情報を提供している人がいる現状があって。ただシームレスな援助の仕組みが必要とされているところからすると、それぞれの所でその辺のサジェスチョンを起こしていただいて、しかるべきところへつないでいただけるような、そういうものであったらありがたいなという、そういう感想ですね。

（山賀会長）

例えば児童発達支援とか保育所等訪問支援とか色々あるなかで、保育所との連携をしている所はおそらく様々な形で情報提供ができているんだと思うのですけれども、そういう関係がない所が多いということもあって、先程、江南区の放課後等サービスのガイドブックについても私達もその辺の問題意識を持っているんですね。やっぱり保育所にもっともっと知ってほしいということで、私達からアウトプットをしたという取り組みなんですけども、そういうことがもっときちんと連携・つながりとしてもっと見えてこないとシームレスな支援というのが生きてこないんではないかというご指摘だったかと思いますので、ぜひ保育所の皆さんにもそういう保護者・ご家族の不安とかそういうものについて受け止めてつないでいくようなそういう関係性をきちんと作れるようこれからぜひお願いをしたいというご意見だったかと私は受け取りましたので、ぜひご検討をいただければと思います。

（障がい福祉課長）

保育園・幼稚園における相談体制や連携につきましては、保育園・幼稚園、私立・公立合わせまして２３０園あるんですね。基本的には主任さんみたいな方に勉強してもらって、できるだけ全ての園に発達コーディネーターを配置し、その園での窓口になってもらうおう、という取り組みをしておりまして。今年で３年目だったと思うのですが。１回に８０人ぐらいずつ研修をやっています。異動もあったりして、まだ全園に配置はできておりませんが、もう数年すると全園におけるような体制になるのではないかなというふうに考えております。幼稚園・保育園のなかで「核」になる相談員を配置するように努めております。もうしばらくお待ちいただければと思います。

（山賀会長）

今の課長さんのご質問に逆に私ちょっとぜひ補足をしていただきたいのは、コーディネーターってそうすると福祉・外の機関との連携とか先程の基幹相談支援センターとかあるいは放課後等デイサービスとか児童発達支援とか色んな所との連携って、ちゃんと研修とかで理解をしているのかというところが気になるのですがいかがでしょうか。

（障がい福祉課長）

発達コーディネーターの研修は、１年目の研修と、フォローアップの研修という実践の研修があるんですけれど、基幹相談支援センターに出てもらってサービスの紹介なんかもしてもらっていますし、もう１つは、こころん（新潟市立児童発達支援センター）も核になって、園で困ったケースがあれば、こころんから巡回の相談員が園に行って、相談にのるというような仕組みになっています。研修もやっている状況でございます。

（山賀会長）

ということで、なかなか私達が見えないところでの活動なのでこういうところで課長さんからこういう活動しています、ということでご説明いただいたので、全く取り組んでいないことではないということだと思いますので、ぜひまた今後とも見守っていただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。他にございますでしょうか。武田委員さんお願いします。

（武田委員）

麦っ子ワークスの武田と申します。いつもお世話になっております。今ほど江南区のガイドブックを見せていただきました。とても立派な良いものができたなと思っておりますが、これは江南区だけの配布なのか、今後新潟市内の皆さんの手元に届くようなものになるのか、今後の活用方法を教えていただければと思います。

（山賀会長）

江南区の自立支援協議会は私が会長をやっているので、私から少し今のご質問についてお話しさせていただくと、そもそも８区に提供することを前提としているので８区にある児童の放課後支援機関を載せてあります。さらにひまわりクラブも載せてあるというところもミソです。ということで、なかなかこういうガイドブックはどこかで作ってほしいなって思ってもなかなかすぐ作れないので、いっそのこと私達が実際に作ってモデルを示すことにより、こういう形があるんだなということを皆さんに知っていただくとより効果があるのかなと思っています。想定としては、保育所・保育園あと小学校、もちろん行政機関・相談機関も含めてそういう所に配布をできたらいいなと思っています。ただすいません、２７年度はちょっと自腹で、江南区の皆さんで手弁当で作っているということでございます。

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。時間もないので、もしいらっしゃればお一方くらいで一旦切りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこれで各区からの説明について終わりたいと思います。続いて次の議事、運営事務局からの報告になります。よろしくお願いします。

議事（２）運営事務局会議からの報告

（秋葉区健康福祉課障がい福祉係主査）

秋葉区健康福祉課の村山です。運営事務局会議の報告をさせていただきます。資料２をご覧ください。まず最初ですが、１２月１７日に行われた会議の報告です。強度行動障がい児・者支援についてです。これは主に東区からの検討・要望でございました。１０月の全体会でも触れておりますが、こちらについては今年度から始まっております強度行動障がい者・児支援職員育成事業により人材育成を図り、その裾野を広げるとともに、またハード面での各種補助事業等も活用することで事業者拡大を進めていく、両輪でやっていくことが必要ではないかという意見が出されています。また報告としては３月４日、ユーカリの会の共催で、保護者向けシンポジウムを、これもまた理解を広めようという意味で実施をしております。続いて、敷地内グループホームは条件付きで設置できるように条例を改正、平成２８年４月１日施行とありますが、これについては後の議事の５番目でまたご説明を致しますが、前回の全体会の時でも皆さんのご意見をいただいたところで、概ね必要ではないかというご意見いただいたところですが、一方でグループホームは地域移行に通じるということで、敷地内に作ることが場合によっては施策の後退と取られないように、条件付きで設置できるというあたりで、導入の経緯を丁寧に説明することが必要ではないかといった意見が出されています。続いて、介護保険対象者で視覚障がい者の代読・代筆について。こちらは中央区からの検討・要望でございました。代読・代筆のサービスについては、ともすると介護保険のサービスとしては提供できないのではないかということで検討・要望が出されましたが、介護保険の担当課に確認をしたところ、介護保険においても視覚障がい者の方にとって必要な援助であることをケアマネージャーが作成するケアプランに位置付けることで代読等も提供可能、ということで確認済みでございます。続いて、短期入所にかかる課題についてとありますが、これはアンケート調査等もしておりますので、後程事務局から報告を致します。続いて、日中活動の併用・状況について。こちらは中央区の検討・要望で、先程区の報告の中でもありましたが、そういった表があると便利ではないかということで要望が挙がったものです。運営事務局会議でもその表を見させていただいていて、大変よくできた表だったので、ぜひ内容を精査して、今後活用していってはどうかということでした。また明らかに併用可能というサービスもあれば、または併用できないというものもあったり、なかには個別ケースごとに丁寧なケースワークの結果認めるような、△印がつくようなケースもあるということで、今事務局の方で検討いただいているところです。続いて、居宅介護事業者の処遇改善について、西区の検討・要望です。これは介護保険制度と共通の課題ということで、他政令市と共同で国に要望を挙げているということです。また今年度、平成２７年度の報酬改定でも処遇改善加算が増えているということで、現場は厳しいというお話を伺っていますが、今後の状況に重視しつつ、引き続き、必要に応じて問いかけてほしいということで意見が出ています。続いて、３月９日ですが、グループホーム利用者の日中活動について、西区の検討・要望です。先程のサービスの併用・状況とも少し被るのですが、グループホームに入居している方で、且つ一般就労している方で、今一般就労の形態も多様化しているということで、例えば半日の勤務しかない方の午後の支援というところで要望が挙がっているんですが、こちらは必要性が認められる場合は半日でも就労継続支援Ｂ型との利用は可能ということです。ただ、日中一時支援、もしくは短期入所とのサービスについては、本来、介護者不在時のサービスということで、グループホーム入居者については利用を基本的には認めていないということの確認をしております。あくまでもご本人のニーズに沿えるような個別のケースワークが必要という意見が出されていました。続いて３月１７日の会議の報告ですが、相談支援従事者初任者研修の複数回開催にかかる意見・要望について、南区からの検討・要望でございましたが、受講枠の拡大についてはこれまでも県の方には要望しており、今後も引き続き要望していくということが確認できています。ただ運営事務局会議としては、相談員の研修の機会を増やすだけではなくて、新しい法人の参入を促す意味でも一定の権限をお持ちの管理者の方向けの説明会を行い、相談支援事業への必要性と、市の姿勢等を説明するような機会があってもいいのではないかという意見が出されています。続いて短期入所にかかる課題について、これらは後で事務局の方からご説明いただきます。続いて「障がい児のための放課後等サービスガイドブック」については、先程武田委員の方からご質問いただき、山賀会長からご説明があった内容です。ただ手弁当ということで、予算化について事務局に検討をお願いしております。最後、３つほどまとまっておりますが、宿泊型自立訓練の多様性については西蒲区検討・要望、それから医療と福祉の連携について、こちらも西蒲区の要望です。最後、施設入所に関する課題を検討する場の設置について、こちら西区になっています。３つまとめさせていただいていたのは、いずれも「受入れ困難ケース」といわれるもので、例えば宿泊型自立訓練の場合、車椅子利用者の方が希望した場合、ハード面で合う施設がないというようなことがあったりですとか、あと施設入所についても、ご体験を希望された場合に何か条件付きで待機が付くような方がいらして、なかなかその条件がクリアできないと入所が難しいというようなケースがあるということです。サービスにつながらない、つながりにくいケース、いわゆる受入れ困難ケースについて、区なりで検討しているのですが、なかなか結論が出ないというものについて、例えば全市的に検討できる場があると、現場の相談員、ケースワーカーも仕事がしやすいのではないかというような意見でございました。以上です。

（山賀会長）

ありがとございました。それでは、只今の運営事務局会議からの報告についてご質問・ご意見がありましたらお願いします。小林委員お願いします。

（小林委員）

太陽の村の小林です。いつもお世話になっております。障がい児の放課後サービスガイドブックについてご質問があり、お答えがありましたけれども、私も大賛成で、非常にいいものできたなと思っていまして、北区の方にもこういったいうのがあったらいいなという意見が出てきまして、こちらの方の予算化について、ぜひ事務局に頑張っていただければなと思っております。意見でした。お願いします。

（山賀委員）

ありがとうございます。他にございますでしょうか。広岡委員さんお願いします。

（広岡委員）

東区きぼう福祉園の広岡です。中央区で案を出されて作成中ということで日中活動の併用・状況についてですが、こちらの方はいつくらいに完成しますでしょうか。できましたら私もこれについて関心があります。よく利用者さんの方からこれは一緒に併用できるのかとか統一的にこれとこれ使っていいのかとかいうご質問等ありますので、ぜひできましたら施設・事業所に配布またはメールでも結構なのですけれど配布していただければなと思います。

（山賀委員）

これは事務局になりますでしょうかね。お願いします。

（障がい福祉課介護給付係長）

障がい福祉課の山田と申します。只今広岡委員からもご質問若干ありました日中活動の併用と表については、只今の中央区の案を元に作成・確認をしておりまして、新年度、早々に更新できるよう準備を進めておりますので、今確認中ということをご報告させていただきます。

（山賀委員）

ありがとうございます。他にございますでしょうか。それではもう１点事務局お願いします。

（障がい福祉課介護給付係長）

度々申し訳ございません。今ほど運営事務局会議から報告がありました短期入所の調査結果をご報告させていただきたいと思います。お手元にあります参考資料２をご覧いただきたいと思います。北区自立支援協議会において短期入所について報告を受けたところでして、北区では、利用希望があっても施設に空きが無いために利用を断られることや、緊急で利用したい場合でも施設に空きがないため利用ができないという課題があり、北区以外でも同様の課題があるのか状況を把握してはどうかと運営事務局会議へ検討の要望がありました。この内容を受けまして、運営事務局会議でまずは利用状況について市内の短期入所を施設１３か所に対して、平成２７年９月から１１月までの３か月間において利用実績と受け入れ状況等について調査を行ったところです。その調査結果についてご説明させていただきます。（１）の利用実績についてですが、３か月平均における延べ利用日数については１３８０．３日、利用の実人数は２９１．７人、１人あたりの利用日数の平均は４．７日。施設全体での稼働率は９５％でした。（２）の受け入れ状況ですが、３か月平均での緊急受け入れ日数は４８．３日、新規受け入れ日数は１４．７日、緊急または新規受け入れを行った実人数は１２．３日、受け入れを断った人数は２０人でした。少しずつではありますが、緊急や新規の利用者の受け入れを行っているところです。今回の調査を機に、短期入所の利用にかかる課題について、運営事務局会議などを通じて検討を行っていきたいと考えております。報告は以上となります。

（山賀会長）

ありがとうございました。今ほど事務局より、短期入所の調査結果も合わせてご報告をしていただきました。この調査結果について何かご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは続いて議事３に移りたいと思います。特別支援学校の進路検討部会からの報告をお願いします。佐藤部会長よりご説明をお願いします。

議事（３）特別支援学校の進路検討部会からの報告

（佐藤部会長）

それでは特別支援学校の進路検討部会よりテーマ報告をさせていただきます。それでは資料３をご覧いただきたいと思います。特別支援学校の進路検討部会から、２７年度の通所調整結果と２８年度の検討事項について報告させていただきます。まず、２７年度の通所施設の利用申請結果についてご報告させていただきます。今年も昨年同様に、平成２７年　１０月から生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、自立訓練、地域活動支援センターの利用の申込みを受け付けました。平成２７年８月に特別支援学校からいただいた資料によりますと、新潟市内に居住する特別支援学校３年生、この２７年度の卒業生ですね、合計で１３６名という形で出ております。そのうち障がい福祉サービスの申込みを行った方は、地域活動支援センターを含めると９７名と出ております。昨年度と比較致しますと、人数にして１１名多くの申込みを受け付けたということになります。あと、近隣市町村に住む生徒さんで新潟市内の生活介護・就労継続支援Ｂ型の事業所の利用希望をする方が７名いました。その方も合わせて１０４名の進路を調整結果にして表にまとめております。その結果が内訳として表にまとめてあります。生活介護と就労継続Ｂ型の施設については、障がい福祉課の方で人数の調整を行いまして、概ね第一希望の事業所で決定しております。一方、就労移行支援事業は、障がい福祉課の方で人数調整を行わないとしている事業です。現段階で５名が「継続調整」未決定の状況でございます。いずれも同じ事業所を希望されている方でございます。３月の半ばにその５名の方について確認を致しましたところ、他の就労移行支援事業所や一般就労に変更した方が５名のうち３人ということになりました。実質２名の方が未決定のような状況になっております。地域活動支援センターは表に書いてある通り、５名の受け入れの予定になっております。以上が今年度の利用調整の状況です。なお、全体を総括致しますと、毎年言われている通り、事業所の数や受け入れの人数に関してかなり地域差があるということが調整の結果出てきております。生活介護・就労継続Ｂ型に関しては、中央よりも東の方で新規の事業所の開設が多かったため、卒業生を多く受け入れていただいているような状況多くありましたが、西区や南区、つまり中央より西側では、既存の事業所の枠を分け合うという状況だったため、調整が難しいケースも何件か発生していたような状況でございます。先程も言いました通り、就労移行支援事業で５名が同じ事業所を希望するなど偏りがあって、特定の事業所に希望が集中する状況が見受けられました。特定の事業所に集中した理由ですけれども、特別支援学校の先生から聞いたお話から予想しますと、就労移行支援事業を希望する生徒は、やはり事業所の一般就労移行率というところを重視して事業所を選択されているようで、どんな就労の訓練メニューを提供してくれるのか、というところを、生徒さんご本人や、保護者の方もよく確認して決めているという傾向が強くなっていると先生からお話いただいております。やはり就労訓練のメニュー等は重要なポイントになってくるのではというところがこの結果から言えるのではないかと思います。あと、特別支援学校を対象とした通所調整をしておりますけども、普通校に通う生徒の中にも、やはり障がいのある生徒さんがいらっしゃって、進路先を福祉施設として考えていられる方の相談もきています。普通校の場合ですと、こあサポート（新潟市障がい者就業支援センター）ですとか、らいふあっぷ（障がい者就業・生活支援センター）に相談するようなことも多いようです。今後もやはりそういう機関との情報共有が必要だなということを感じております。来年度も引き続き、特別支援学校の先生や関係機関の方と協力しながら進めていきたいと考えております。次に進路検討部会の報告ということで、平成２７年の部会の開催状況について報告させていただきます。この部会の設置目的でもありますが、一番多く話合われてきたのが直Ｂ問題の解消というところだったんですけれども、以前は特別支援学校の卒業後申請を行えばすぐに就労継続支援Ｂ型の利用ができていましたが、国の制度が変わり、卒業生に就労アセスメントを受けていただかないと就労継続支援Ｂ型の利用が出来なくなったことから、どのような方法が一番スムーズに就労アセスメントが出来るのか、Ｂ型の利用に結び付けられるのかを平成２４年から継続して進路検討部会で検討してきております。平成２４年からというところで、長期化した理由ですが、在学中の生徒の就労アセスメントを行うために他のサービスに影響が出るなど、１つの自治体では解決できない懸案事項がいくつもあったために、長期化してしまったというものであります。新潟市だけではなく、全国の自治体がこの直Ｂ問題に苦慮してきた状況があります。しかし２７年度、厚生労働省が制度変更を行ったことにより、自治体が懸案事項としてきた点は概ね解決したために、部会の議論も一気に進んだような状況であります。今年度、２回部会を開催させていただきまして、国が求める就労アセスメントの実施に向けて学校や相談支援事業所、就労移行支援事業所など関係者ごとに課題点を洗い出して１つずつ検討・調整してきました。この部会の議論を踏まえて平成２８年度の卒業生、今現在２年生を対象として暫定支給決定による就労アセスメントを実施する方向で申請を受け付け始めております。平成２８年度の部会の活動としては、実際の暫定支給決定による就労アセスメントを行った結果出てくるであろう課題点をさらに整理していくことになると思われます。暫定支給決定に関連して就労移行支援事業所、相談支援事業所などにも説明会を行い、制度の理解等、協力をお願いする予定でございます。報告は以上です。

（山賀会長）

ありがとうございました。それでは只今の報告についてご質問・ご意見ありましたらお願いします。武田委員お願いします。

（武田委員）

今ほどの暫定支給決定によるアセスメントを実施していくということで、就労移行の事業所にも説明会を行うというお話でしたが、それはいつぐらいの時期に説明を受けることができるのでしょうか。

（山賀会長）

このシステムの説明はどのタイミングでできそうかというご質問でしたが。では、事務局よりお願いします。

（障がい福祉課長）

只今の武田委員のご質問については、来週になりますが３月２９日に開催をさせていただきます。

３月２９日の説明会につきましては、就労移行支援事業所を対象にまず説明させていただきます。

（山賀会長）

就労移行支援事業所にまず説明をするということで、次に特別支援学校さんへの説明はあるのかないのかなということも出てくるのかなと思いますが、その辺は特に今はないのでしょうか。

（永野委員）

江南高等特別支援学校永野です。市の担当者から来ていただいて特別支援学校の進路担当でその手順について周知しました。各校で今進めているところです。セルフプランの作成補助と、あと来週なのですが、就労アセスメントをどこの施設で何人希望しているかという調整を学校で集まってする予定です。職場実習の依頼と同じような形になるのか、そこは市の方と確認を取りながらなんですが、事業所側に依頼をする形でお知らせするのか、そこはまだ未定だと思いますがそのような今段階です。補足あればお願いします。

（山賀会長）

今決まっているというか、取り組んでいる進捗状況としては今のようなご説明になりますということでした。武田委員さんの方で何かまだ追加のご説明とかあるでしょうか。よろしいですか。では、事業所また特別支援学校それぞれ双方に対して今その方向で準備を進めていますということでしたのでよろしくお願いします。他にございますでしょうか。それではないようですので、次の議事に移りたいと思います。議事４、平成２８年度主な事業について事務局よりお願いを致します。

議事（４）平成28年度主な事業について

（障がい福祉課長）

それでは、説明させていただきます。資料は４以降になります。初めに資料に書いてございませんが、障がい福祉課の２８年度の歳出予算額は１８４億６４２５万円上がりで前年比で約７億９０００万円、率にして４．５％の増となっております。増の原因としてましては、ヘルパーやグループホーム、通所支援などの介護給付等事業の増と、それから就労支援事業の増などによるものです。それでは資料の１ページ目から説明させていただきます。資料の１ページ目の上段（１）共に生きるまちづくり条約関連事業としまして、２８年度は障がい特性に関するパンフレットの作成・配布と障がいを理由とした差別解消に向けた協議・提案を行う条例推進会議。紛争解決機関である調整委員会を開催する経費でございます。条例につきましては後で補足して説明させていただきます。（２）ですが、強度行動障がい者・児支援職員育成事業です。この事業につきましては今年度から新潟太陽福祉会さんに全面的にご協力いただきまして実施しておりますが、２８年度においても引き続き実施できます。内容としましては、座学による県の研修への受講料・テキスト代補助。実地研修を開催し、市内の事業所に受けていただき、職員を増やすことを目的としています。続きまして資料の２ページ目になりますが、基幹相談支援センター事業です。センターの事業の相談内容としましては、これまでの一般相談や地域の相談支援体制の強化など、ここで言いますと①から⑤までがこれまでの事業でありますが、２８年度からは新たに⑥条例の差別相談の窓口としての業務を加え、相談員を２名増員しております。次に資料の３ページ（４）日常生活用具給付費です。日常生活用具給付費では新たに視覚障がい者用の地上デジタル放送対応ラジオ、いわゆる地デジラジオを給付費に追加しております。これは視覚障がい者が容易に使用できるよう配慮されたラジオで、日常生活上の情報を保障するとともに、障がい者の社会参加を促進するというものでございます。次に同じページの下ですが（５）農業を活用した障がい者雇用促進事業です。この事業につきましては労働力不足の農家と就労を希望する障がい者を繋ぐコーディネーター２名。これは新潟市障がい者あぐりサポートセンターとして総合福祉会館内に２名置いていますが、この配置と、福祉施設に農作業を委託する農家への助成制度の２本立てになっております。ちなみにこれは２７年度からスタートした事業ですが、施設外就労という形で３人１組で支援員と共に農家に出向くということで、２月末現在で２７組が農業に従事していただいております。実際の一般雇用にまではまだ繋がっておりませんが、農家としても非常に障がい者が戦力になるというお話を何件かいただいておりますし、実際に、今後事業拡大に伴って障がい者を一般雇用したいという声もいくつか挙がっております。最後４ページになりますが（６）社会福祉施設の税金・補助金です。これにつきましては、この２月に国の経済対策に対応して、２７年度の補正として２億５９０万円を予算化しております。これらは全て繰越しまして、２８年度に実際は執行するような形になっております。この資料ではそれも含めた金額が書いてございます。２７年度の補正として、グループホームが　７棟４６人分と児童発達支援１０人分。それから２８年度当初予算では、グループホーム２０人分と短期入所１０人分の整備を予定しております。なお、２７年度補正は国の予算化のタイミングもあって、内示前にできるだけ多くのものを予算化した関係がありまして、内示がなかったものもあります。これらについては２８年度当初の中に、また改めて加えて国と協議し、予算化した事業につきましては全て採択できるように努めていきたいというふうに考えております。予算の概要は以上ですが、続きまして資料４の２、条例の準備状況について説明させていただきます。皆様から色々ご指摘いただいています通り、条例は作って終わりということでなく、これからがスタートで、いかに多くの市民の方にご理解いただき行動していくのか、ということが非常に重要になってきます。そこで資料１の条例主旨の取り組みにありますように現在ポスター・チラシ等で周知を進めているところです。１万か所の事業所団体等にポスターを配布するとか、成人式ですとかスペシャルオリンピックスなどのイベントで配布致しました。またチラシにつきましては、皆様のお手元の参考資料３と４ということで、チラシと概要パンフレットをお配りしておりますが、作成段階で手をつなぐ育成会さんを始め、各障がい者の方々に見てもらいまして、なるべく見やすいように、ということで意見を取り入れながら作成しております。まだ２番の市報掲載につきましては、今度の日曜日、条例施行前になりますが、３月２７日号で条例を一面で紹介することとしております。３、障がい者週間の取り組みの中では、１２月６日に市長と皆様にもご協力いただきまして、約２０名で、新潟駅前でチラシとティッシュ　１，５００セットを配るというようなキャンペーンも実施しております。次のページに行きまして、内閣府のモデル事業ですが、これは来年度以降、条例推進会議に繋がるものですが、１月３１日に地域フォーラムを県民会館で開催させていただきました。非常に好評を得たと思っております。それから５番の「その他」の部分ですが、１２月６日に基幹相談支援センター職員を対象に差別相談対応研修を実施しました。すでに相談員を配置している千葉県から元相談員の方をお招きしまして、実際に相談が寄せられた場合に、どう考えて、どう対応したらいいかということについての研修を行いました。それから、１月１９日の欄と２月１０日の欄に記載しておりますが、事業者向けの対応指針と新潟市の職員向けの対応要領を作成しております。それはそれぞれ参考資料の５、参考資料の６となっていますが、お時間のある時に見ていただきたいと思います。事業者向けの基本指針につきましては、新潟市内の事業者が不利益な取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関して適切に対応するための指針となる考え方・具体例を多く入れて作成しております。ただこれを全ての事業者に配るというのは難しいので、これはホームページ等に掲載しながら、各事業所には、概要版といいますか、もっとわかりやすいパンフレットをお送りし、「詳しくはホームページを見てください」というような形で周知を図っていきます。また新潟市の対応・要領は新潟市の職員向けの対応指針になります。この中では監督者の責務として、障がいを理由とする差別に速やかに対応することや、職員が差別を行った場合には懲戒処分に該当することもあるということが記載されています。また、全職員を対象に研修を行うこととしております。また後の方で出てきますが、最後３ページ６番です、現在、逐条解説とそれから事業者向けのパンフレットを作成しておるところでございます。それから４月２日には　万代・古町それから食育花育センターでキャンペーンを行うこととしています。先程の研修の話ですが、４月７日には新任職員の研修、それから４月１５日には所属長を対象とした研修を実施する予定となっております。これからも機会を捉えてＰＲの方努めていきたいと思っております。説明は以上です。

（山賀会長）

ありがとうございました。それでは、只今の説明についてご質問がありましたらお願い致します。よろしいでしょうか。それではないようですので。最後議事５に行きたいと思います。グループホームの設置基準の緩和について事務局より説明をお願いします。

（５）グループホームの設置基準の緩和について

（障がい福祉課介護給付係長）

グループホームの設置基準に緩和について、お配りしております資料５に基づいて説明をさせていただきます。昨年１０月の全体会におきましても皆様からご議論いただいたところですが、その後実施したパブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえ、所定の条件を満たす場合には、入所施設の敷地内にグループホームを設置できることとする条例改正案をこの度議会に提出しまして、可決をされたところでございます。これにより、平成２８年４月以降については、資料１ページ目の２番に記載した条件を満たす場合には、入所施設の敷地内にグループホームを設置できるようになります。その条件は、グループホームと入所施設等が独立した建物であること。グループホームの入居者の地域や家族との交流機会が確保されること。グループホームの入居者が日中に活動を行う場所を入所施設等と同一敷地内の事業所とすることを強要しないこと。グループホームの入居者の決定に際しては、入所施設の入所者及び居宅で生活する重度障がい者を優先するものとし、入居者の意志を尊重することとしています。資料の裏面をご覧ください。２ページ目は、条例の新旧対照表となっております。続きまして資料の３ページをご覧ください。平成２７年１１月２３日から平成２７年１２月２２日までの間に実施したパブリックコメントについて報告します。パブリックコメントでは６名から意見の提出がありました。内容については、５名は改正を進めてほしい旨のご意見。１名は改正に反対するご意見でした。引き続き、裏面４ページをご覧いただきたいと思います。反対意見は一番下になります。「入所施設の敷地内設置は障がい者権利条約に反する」といった内容のご意見をいただいたところですが、市としては障がい者の住まいのニーズは多様であり、この改正により、住まいのニーズの選択肢が増えることとなり、障がい者権利条約等に抵触するものではないと考えております。なお、今後も、これまで同様入所施設敷地内のグループホームの設置の促進に努めていきたいと思っております。また設置条件の１つとして、当初はグループホーム入居者は入所施設の入所者または入所待機者を優先することとしておりましたが、寄せられたご意見の中で自宅から通所施設に通う方にも敷地内グループホームに入居する機会を与えてほしいとのご意見があったことなどを踏まえまして、グループホーム入居は、入所施設の入所者及び居宅で生活する重度障がい者を優先することという条件に変更させていただきました。この改正によりグループホームの設置の促進を図ってまいります。説明は以上です。

（山賀会長）

ありがとうございました。それでは只今の説明についてご質問がありましたらお願いをします。よろしいでしょうか。それでは特にないようですので最後になりますが、その他として皆さんからぜひ候補したいことや連絡事項等ありましたらこの機会にぜひお願いをしたいと思います。先程口頭でも申し上げたように任期としては今年度で終わりになる方もいらっしゃる方もしれません。ぜひこれまでを振り返ってでも結構ですので、ご意見・ご感想なども合わせていただければと思います。いかがでしょうか。熊倉委員お願いします。

（熊倉委員）

今日手元に１つだけ資料を出させていただきました。「新潟市における知的障がい特別支援学校高等部生徒の通学条件の抜本的改善について」と題しております。サブタイトルが四角に囲んでありまして、「「障がい者差別解消支援地域協議会」で情報共有をし差別解消の取組みを図るべき課題」とあります。差別解消法ができ、その通達の中で、複数の機関が関わるものについては差別解消支援地域協議会の中で解決を図っていくんだというふうなことが出ていまして、例えばこのような問題がそうではないかということでございます。具体的にざっと申し上げたいと思います。西蒲高等特別支援学校に通う生徒達。南区の方を中心としまして、４区１５人の方が、自主的に運営している通学バスを利用されております。それでごく具体的に言えば、年間の運行経費が５２３万５千５６０円ということで、単純に会員１人あたりとすれば年額で３４万。夏休みがありますので１１ヶ月で割ると３万円を超えるとこういうことでございます。そして次のページにいきまして、通学困難の理由については記載のとおりです。ようやく整理ができ、話を致しますが、南区から西蒲高等特別支援学校、巻までのバスというのが今まで不便でありました。少なくとも自主運営のバスを立ち上げたその時の様子が、その地図の下に若干書いてあります。要するに、バスの時間が、やはり一般の会社の通勤時間に合わせたダイヤになっていたために、非常に大変だということで、要するに、２回往復してかなり時間を使って、という状態ではありました。結果として、自主通学バスということを運営するようになったわけでございます。通学困難な理由をざっと見ていただきますと、やはり南区に特別支援学校がないということがそもそも原因ではありますが、学校も通学バスを運行しておりません。市立西特別支援学校はバスがありますが、このバスを同じような通学で困る人が全員乗れるような形で運行できないかということも考えていますけれども、そういうようなことはなかなかできないと。要するに通学方法は自動車通学とならざるを得ないわけですけれども、自動車通学の場合は、運転可能な支援者・家族がいて、車があって時間の捻出ができる。そういう条件がないとなかなか、ということでございます。やはり保護者にとってもけっこう距離が長い。それも２往復というのは、かなりの負担になるということも確かでございます。様々な送迎サービスはないわけではないですが、これらを上手く利用し尽くして、切れ目のない確保ということを毎日やるっていうのは、これは最も不可能に近い状態でございます。それで自主運営通学バスを運行することになった。自動車通学にしても大変だということで、結果として、１５名で今年度は運行ということでございます。私どもが考えますのは、障がい者の権利条約というのは社会参加の平等の達成だということで、等しく社会参加できる条件を調えるよう求めている。その中で教育はどうなのかというと、やはり機会均等ということになります。一般的に言えば、通学条件の整備も含まれると考えられます。ただ普通教育というふうなことが書いてありまして、義務教育を超えた部分については、というのがございます。この通学支援の問題については、文科省と厚労省の間で、当初から、やはり学校が全部持つとかそういうようなことはなかなか難しいということで、どういうふうにすべきか、というふうなグレーゾーンみたいな、未解決ゾーンみたいな感じの取扱いになって、資料がそれぞれの省から出ている通りでございます。私どもからしますと、まず特別支援教育というのは、この権利条約の基本線から行きますと、一般的な教育に統合するということが権利条約が求めていることであって、特別支援教育というのは、生徒・保護者の側が、それが必要だという判断で、そのインクルーシブな地域の教育から外れたところを選択したんだっていうふうな認識もあります。理屈は確かにその通りです。ただ特別支援教育ということについての文科省の位置づけから考えると、やはり、その人にとって必要だと考えられる１つの制度の仕組みとしてあるわけでございまして、その辺から考えると、やはり高等部の学校選択の問題の中で、利用者が、生徒の側が望んで選択したのだとばかり言われることについては納得がいきません。高校の入学の要項なんかも年々変わっていまして、一番最近のところでは、職業学級の方については自力通学が原則だそうだけども、普通学級については自動車通学も認めるとしています。特別支援学校の入学を決める場合については、希望される方が通学できるという条件で希望されるんであれば認めます、という建前になっています。特別支援教育が必要だっていうことが教育の側・生徒の側の共通の理解になっているんだとすると、その人達がどこまで負担をするということが適当なのか。２,３年前の高速バス事故によって非常に運行委託のお金がボーンと跳ね上がってという状況にはあります。要望と致しましては、３項目とありますが、３番目の就学奨励費の通学費について改善の余地があるのではないかということを考えております。自立支援協議会の過去の論議の中でも、南区の区の協議会の中で通学バスの問題が出たというふうなお話は言葉で聞きましたけども、実際こういうことなんだっていうことで、資料を今回初めてお示しができたと思っております。これは福祉関係だけではなくて、教育委員会の考え方によって改善がひょっとしたらあるかもしれない、福祉関係だけじゃなく各方面へ訴えていきたいと思います。少なくとも自立支援協議会という場でこの問題があるんだということを、１つは情報共有をさせていただいて、こういった問題の解決に皆様のご検討・ご理解・ご支援があったらありがたいというのが本当のところでございます。今後とも何かと取り上げてお話をさせていただく機会あるとすれば、その時にまたお願いするとしまして、まずは情報を共有させていただく時間を作っていただきありがたく思います。よろしくお願いします。

（山賀会長）

ありがとうございました。事務局の方から何か、主としてこういうふうにこの辺のこの問題についてはこういうふうに受け止めてますとか、課題をこういうふうに分析してますとかということがあればご意見いただければと思います。

（障がい福祉課）

これについては障がい福祉課だけでなく、教育委員会、南区も含めて一体何ができるんだということで検討しているところですが、なかなか難しい課題もありますので引き続き保護者の方と意見交換しながら恒久的な制度が作れないかということをなかなか行政として補助を出すところは難しいところがあるんですけど、そういうことを今後引き続き検討していくというところでございます。

（山賀会長）

ありがとうございます。他にこの今回の熊倉委員のご提案について、何かご意見・ご質問がある方いらっしゃればお願いします。地域によって色々格差といいますか、サービス体制の違いがあるというなかで子ども達の通学をどうやって保障していくのかというところで地域ニーズが非常に大きい今回の問題ですので、かと言って私立・県立という学校のそもそもの成り立ちもあるということで二重三重になかなか難しい問題が関わっているのだろうな、という印象も受けましたが、今ほど課長さんの方からも、どういうところが切り口としてできるのかっていうことを模索していくというお話でしたので、また今後とも、皆さんから注目をしていただければと思います。ありがとうございます。それでは、議事については以上で終わりたいと思います。皆様から色々ご質問・ご意見をいただきまして、この全体会も非常に有意義な会だったと思います。円滑な議事・進行にご協力いただきましてありがとうございました。私の方は以上です。事務局にお返しします。